



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>



全国労働衛生週間
2018
10/1-7

10月1日～7日は全国労働衛生週間 9月は準備月間

今年のスローガン 「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

今年で69回目を迎える全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識向上と、事業場における自主的な活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきた。

今年度は特に、第13次労働災害防止計画の初年度における取り組みとして、「働き方改革実行計画」等を踏まえ、長時間労働者やメンタルヘルス不調者に対する面接指導などが受けられる環境整備や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートするしくみの整備、化学物質対策として、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組んでほしい。

【9月の準備期間中 特に重点的に実施してほしい事項】

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ◇ 時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進などによるワーク・ライフ・バランスの推進
 - ◇ 長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
 - ◇ 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底
 - ◇ 健康診断異常所見者の業務内容に関する医師への情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底
- ② 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ◇ 4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - ◇ 労働者が産業医や産業保健スタッフに安心して相談できる環境の整備
 - ◇ ストレスチェック結果の集団分析と、これを活用した職場環境改善の取り組み
 - ◇ メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取り組みの実施
- ③ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - ◇ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づいた環境整備の推進
- ④ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ⑥ 職場における腰痛予防対策の推進
 - ◇ 「腰痛予防対策指針」に基づいた取り組みの推進
- ⑦ 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - ◇ 各事業場における現状把握と、それを踏まえた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - ◇ 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- ⑧ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - ◇ WGBT値(暑さ指数)の把握と、基準値を超えると予想される場合の作業時間の見直しおよび単独作業の回避
 - ◇ 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - ◇ 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - ◇ 救急措置の事前の確認と実施

第2回安全衛生担当者研修会

日時：9月27日(木) 13:30～16:45

場所：アビタン 2階大ホール

研修内容

- ① 「職場の受動喫煙対策と禁煙活動をすすめるために」
- ② 「ストレスチェック集団分析を活用した効果的なメンタルヘルス対策」

※参加者報告締切…9月14日(金)まで

安全衛生クイズ 基本編 15

事業者は高さ【 】メートル以上の箇所で作業を行う時は、安全に作業を行うため必要な照度を保持しなければならない。

- ア. 1
イ. 2
ウ. 3



(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より) ※答えと解説は裏面



熱中症搬送者が激増 熱中症にはまだまだ警戒を！

今年の夏は各地で記録的な猛暑が続き、4月から7月までに愛知県で救急搬送された方は57,500人を超え、7月末現在、愛知労働局管内で既に2名の労働者が死亡している。

今年の暑さは災害級と評され、8月下旬から9月上旬にかけても引き続き高い気温が予想されており、熱中症への警戒が必要だ。

WGBT値（暑さ指数）に応じた作業中断の徹底、細かな水分・塩分の補給、異常を認めたらすぐに救急隊を要請するなど、各職場において状況に応じた熱中症への対応を徹底してほしい。

無料

安全衛生サポート事業 専門家のアドバイスでストップ労災！

「労災防止にむけて、何をしたらよいかわからない」、「職場巡視のポイントがわからない」、「安全活動がマンネリ化している」など、安全衛生の取り組みについてお困りではないだろうか。

公益法人の中央災害防止協会では、そういった悩みを持つ中小事業場に専門家を派遣し、労働現場や作業の問題点などを明らかにして、改善のアドバイスを無料で行っている。

労働組合から申し込むことも可能であるので、有効に活用して職場の労働安全衛生の改善につなげてもらいたい。ただし、予算の都合上、実施事業場が限られているため、希望する組合は早めに応募しよう。



【対象】

製造業・鉱業・第三次産業（小売業・飲食店などの店舗・介護事業所など）の労働者が概ね100人未満の事業場

【サービス内容】

安全衛生の専門家による現場確認とアドバイス
(2時間程度)

- ◇ 安全衛生の弱点を明らかにして、改善の手順をアドバイス
- ◇ 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイス
- ◇ 転倒・腰痛、墜落・転落災害予防のアドバイス
- ◇ 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をアドバイス
- ◇ 化学物質による健康障がいや爆発火災等のリスク評価の進め方をアドバイス
- ◇ 機械設備の安全化へのアドバイス

【申込方法】

指定の申込書に必要事項を記入し、FAXで申し込む。詳しくはホームページで確認を。

中災防 サポート事業 で検索

【問合せ先】

中央労働災害防止協会

中部安全衛生サービスセンター ☎052-682-1731

交通事故をなくそう！



2017年の愛知の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は44人であったが、このうち10人は道路上における交通事故が原因であった。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」改正

本年度からスタートしている「第13次労働災害防止推進計画」では、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた交通労働災害防止対策への取り組みの徹底を図ることとされている。

本年4月に「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部が改正され、6月1日から施行されたことを受けてガイドラインも見直されているので、特に次の事項については特段の配慮が必要だ。

- ① 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理
- ② 乗務開始前の点呼等の実施
- ③ 早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～9月30日(日)

愛知県の昨年1年間の交通事故死者数は200人で、15年連続全国最多となっている。愛知県は自動車保有台数が全国1位で、道路面積も北海道に次いで広いという事情はあるが、私たち一人ひとりが交通ルールを遵守し、相手に対する思いやりや譲り合いの気持ちを持って交通マナーを実践すれば、交通事故を確実に減らすことができる。

秋口は日没時間が早まることから、例年夕暮れ時や夜間には重大事故につながるおそれのある交通事故が多発している。この機会に、各職場においても労使で連携し、運転業務に携わる労働者や自動車・自転車通勤の労働者などに対し、交通安全教育や広報啓発活動の取り組みを推進する運動を展開しよう。

安全衛生クイズ基本編 ⑮

【答え】イ

<労働安全衛生規則第523条>

「事業者は、高さが2メートル以上の箇所作業を行う時は、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない」と定められている。